

マイナンバーの利活用について

◆ マイナンバー利活用には、「**個人番号カード**」の普及や、民間における「**公的個人認証**」の利用がキーポイント

単独利用・同業連携利用

防災・減災

避難所本人確認・**お薬手帳連携**・安否確認・災害時ワンストップ

自治体独自利用

ライフプランニング・公設駐輪場の管理・**福祉/健康手帳**・特定健診・保健指導・**電子記帳台**

医療機関連携

電子カルテ共有（病診連携）・**共通診察券利用**・処方箋情報の共有

地域包括ケア

医療/介護情報連携・診療/介護予約

自治体を中心とする業際

自治体～金融

口座管理連携・**窓口サービス連携**

自治体～交通

高齢者パス・介護タクシー用電子チケット

自治体～医療

検診情報共有・医療費助成の申請・感染症情報（インフルエンザ等）

自治体～学校

学校保健・指導要録電子化

自治体～地元商店街

地域通貨・プレミアム商品券・観光パスポート

マイナンバー
利活用

地域の視点「健康・保健」分野

「生涯にわたる健康管理」の整備

0歳～6歳

6歳～15歳

15歳～40歳

40歳～

母子保健



母子健康手帳

学校保健



健康管理記録票

- 現状では、全て個別管理、統一されたフォーマットも存在しない
- 職域が変わると、新たに記録される従前の情報は必ずしも引き継いではいない
- ほぼ全ての情報が「アナログ管理」なかには「本人に届いてない」ケースもあり得る

この範囲だけでも一元化・情報連携を

一元的に統合化すれば健康管理「ライフログ」になる

産業保健（職域保健）



健診記録



（特定健診記録）

市町村成人保健



健診記録



（特定健診記録）

老人保健



老人健康手帳

一元化DB

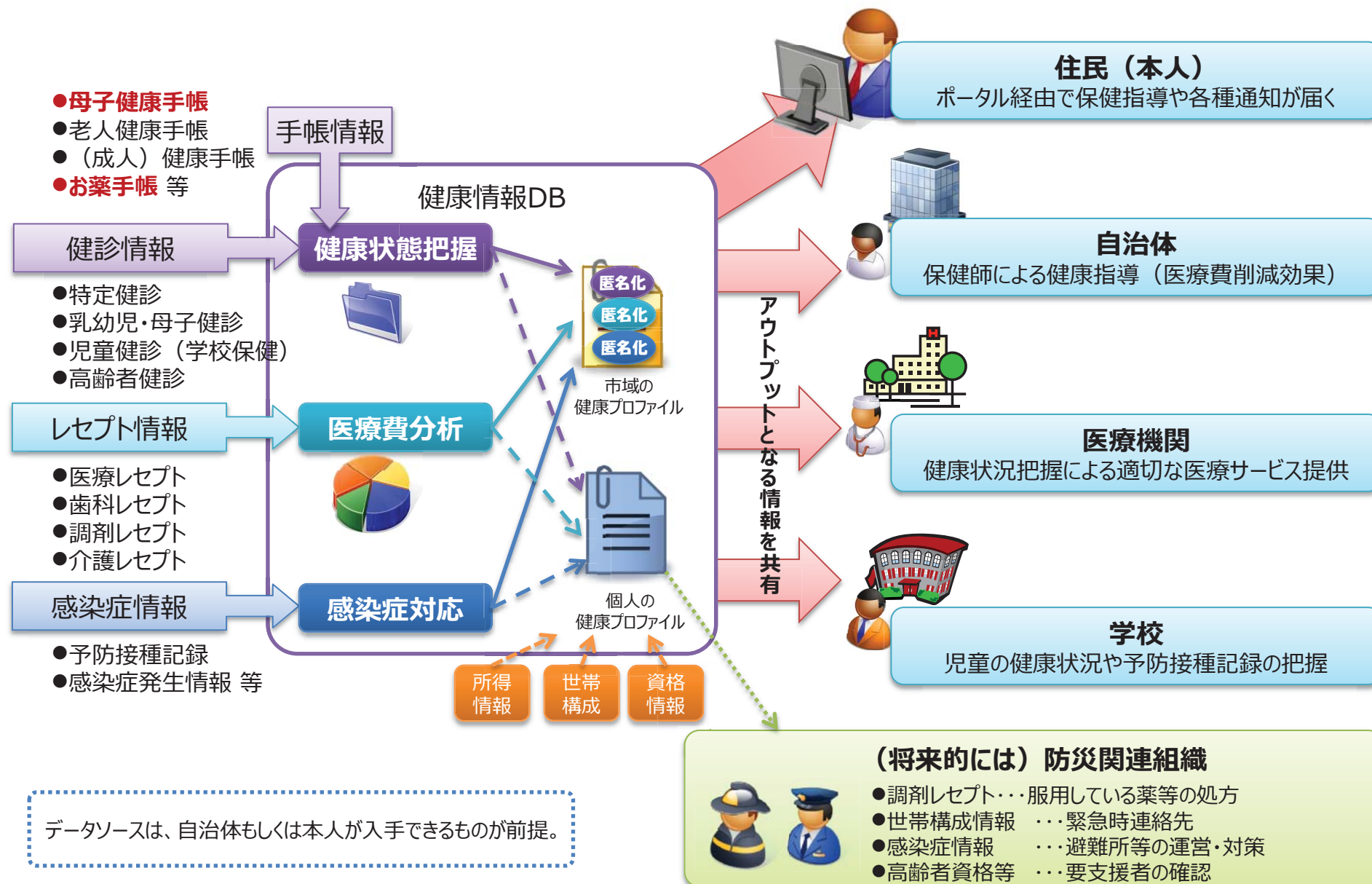
現状、一元的に集めておく「手法」は、「本人の自発的行動」（自己管理責任）



糖尿病連携手帳・障害者手帳・療育手帳 等々

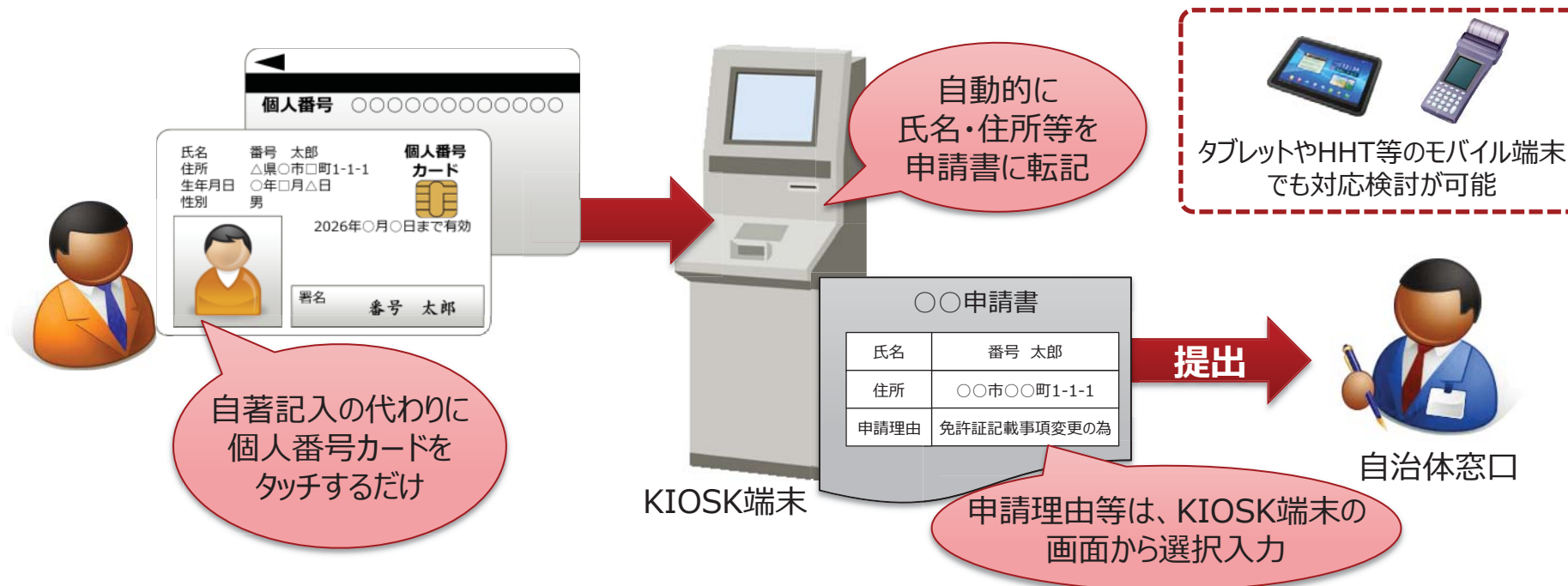
（住民全員ではないが）極めて重要な「附加情報」

自治体による総合健康情報への利用



申請書自動作成

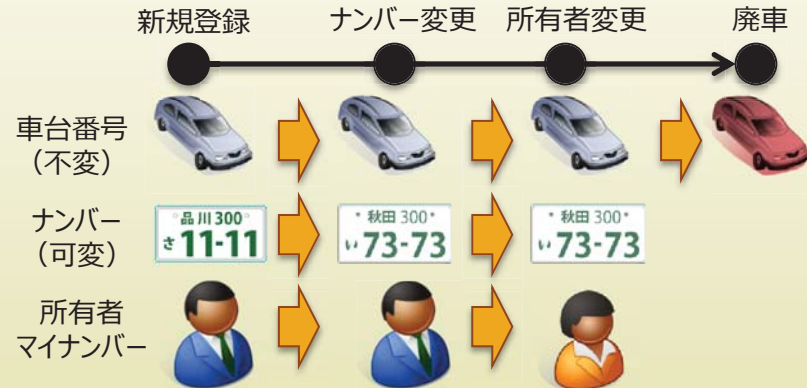
- ◆ 個人番号カードから**券面事項入力補助AP**を読み取り、住所・氏名等のテキストデータを転記（住所・氏名・生年月日・性別の確実な入力）
- ◆ 自治体窓口だけでなく、金融機関・流通業等、広く応用範囲が想定される



マイナンバーの自動車分野における利活用

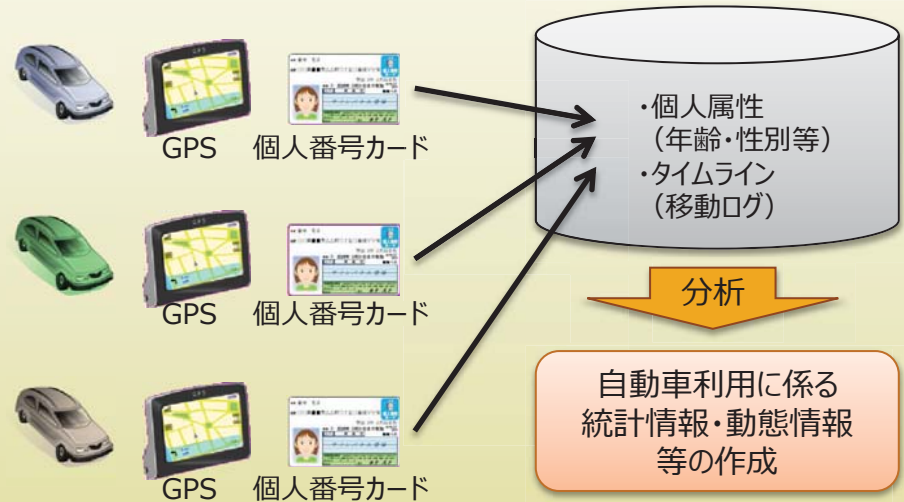
【注意】あくまで今後想定される利活用

自動車のライフサイクル管理

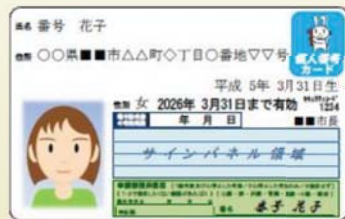


登録から廃車までの所有者特定に利用
(廃車放棄等への対策)

自動車利用に係るビッグデータ収集・分析



自動車運転者の管理



個人番号カードを車載器で読み取り利用

運転者特定が出来なければ動かない (レンタカー・カーシェアリング等)

安全運転実績の蓄積 (保険料算定条件)

マイナポータル経由のETC決済

免許証の有効・無効判定

利用可能と考えられる情報・ツール

- ① 個人番号そのもの
番号を利用する、というよりも、リンクする氏名・住所・生年月日・性別の4情報が正確に取得できる
- ② 個人番号カード
個人番号と4情報が記載されたカード媒体 (券面記載 + ICチップ内のデジタルデータ)
- ③ 公的個人認証
本人であることを証明 (マイナポータルの利用)

要援護者台帳との連携

「要援護者台帳」（「避難行動要支援者名簿」）は整備が義務化

介護保険や高齢者福祉の統合に加え、情報・通信に跨がる「地域での連携」が重要



災害時に備えた
BCP・DR検討

災害発生時に利用・提供

消防機関 警察 民生委員
社会福祉協議会・自主防災組織等

消防システム 地図表示 (GIS) 生体認証 Palm Secure
既存システム連携 モバイル利用

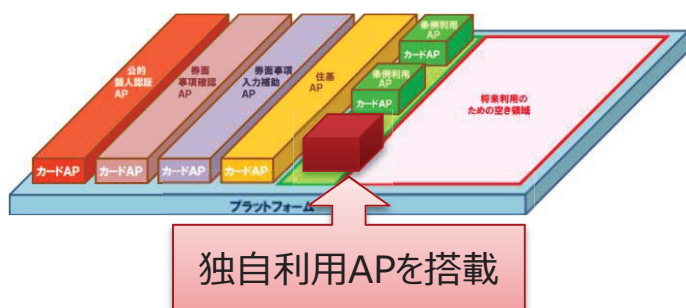
避難所管理システム・安否確認システム

被災者管理システム

ICカードの空き領域利用

- ◆ 個人番号カードの**空き領域**を利用する場合は、自治体の条例制定が必要
- ◆ 自治体と地域企業の**タイアップ** / **業際事業**には利用可能

【住基カードにおける自治体独自利用例】



サービス名	団体数	概要
自動交付機サービス	89	自動交付機による証明書交付
コンビニ交付サービス	88	コンビニでの証明書交付
印鑑登録証	58	印鑑登録証として利用
図書館カード	49	図書館カードとして利用
商店街ポイントサービス	5	商店街共通のポイントカード
プライベート式電子マネー	4	電子マネー利用

個人番号を活用した今後の行政サービスのあり方に関する研究会（第4回）資料より抜粋

自治体内での利用だけでなく、地域企業や商店街等との協業により、利用シーンは拡大

① 利用者本人がカードを提示
② 店舗側の端末で読取り

案1 ICカードの会員情報を読み込み

① 利用者本人がカードを読み込み
② 店舗側にスマートフォンの画面を提示

案2 ICカードから特定の画面を表示

- 電子マネー・ポイントカード利用
- **共通会員証**
 - ⇒ スポーツジムと健康管理の協業
 - ⇒ 美術館等の年間会員券で地域商店街でのサービス提供
- **市内共通駐車券**
- **市営・民営バス乗車券**
 - ⇒ 高齢者パスとして利用